平成２４年（フ）第３０１号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地１―917号、前住所奈良県北葛城郡河合町大字大輪田1886番地３　平成ハイツＡ―105
破産者　栄輪工業こと　生田　秀晴
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０６号
奈良県香芝市五位堂２丁目572番地２　ロイヤルハイツ杉田206号、前住所奈良県香芝市西真美１丁目33番地の５
破産者　木田**餘**人絵
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目10番12号
破産者　塚嵜　雄二
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２０４号
福岡県久留米市大善寺大橋１丁目10番12号
破産者　塚嵜美枝子
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２６９号
福岡県久留米市中央町13番地22　ネオハイツ久留米203号
破産者　鋒　　政人
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２３５号
札幌市中央区南５条東２丁目11番地４　Ｖｉｖｅｒｅ南５条301号、申立時の住所札幌市白石区本通12丁目北１番12号　クロスハイツ白石５号
破産者　永田　貴子（旧姓祐川）
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５０８号
札幌市北区新琴似８条９丁目７番16号
破産者　藤井　浩二
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２４号
仙台市若林区表柴田町９番地の６　ロイヤルヒルズ表柴田403、従前の住所仙台市青葉区国見３丁目７番17―602号
破産者　伊藤　千治（旧姓山本）
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
福井市花堂東１丁目28番26号
破産者　髙橋　豊**隆**
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
福井市中野１丁目104番地、旧住所福井県鯖江市御幸町３丁目５番33号　エプコットドミール　Ⅰ―205
破産者　インターアートこと　菊地　康博
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
福井県大野市神明町201番地
破産者　篠地　靖彦
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
福井市花堂東１丁目８番15号　ファミリーパーク203
破産者　岩永　貴裕
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
福井市月見３丁目８番39号
破産者　佐野　一夫
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
大阪府和泉市浦田町233―１フェンテ・ウノ205号、住民票上の住所大阪府泉佐野市上瓦屋527番地の３・55ビル３Ｆ１号
破産者　小林サイディングこと　小林　浩二
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３５号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1360番地１
破産者　白竹　昌代
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６６７号
熊本市中央区水前寺３丁目11番11号　パーソナル水前寺501号、住民票上の住所熊本県天草市本渡町本渡2928番地
破産者　森田　芳文
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０７号
沖縄県那覇市寄宮２丁目30番49―501号　ベルベ森山
破産者　大城　澄江
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３６０号
北海道富良野市南麻町６番11号
破産者　小川　　惇
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部